東日本大震災で被災した被保険者等の 一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災において被災された皆さま方に心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災により被災された方で、東京電力福島第一原子力発電所事故 に伴う国による避難指示区域等に住所を有していた方(震災後、他の市町村 に転出した方も含む。)については、一部負担金等の免除期間を下記のとお り延長いたしましたので、お知らせいたします。

記

区 域	標準報酬月額	免除期間
帰還困難区域等(※1)	制限なし	令和7年2月28日まで
旧避難指示区域等(※2)	50 万円以下	令和6年8月31日まで

- (※1)①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域
- (※2) 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部)の区域及び令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)

申請手続き、その他詳細につきましては、当組合業務部給付課(電話 0.3 -3.5.7.4-8.2.2.6)にお問い合わせください。